

四日市市告示第162号

四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中 俊行

四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第369号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(額の確定及び交付) 第11条 市長は、前条に基づく実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、 <u>適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、四日市市指定文化財保存整備事業補助金確定通知書（第6号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。</u>	(額の確定及び交付) 第11条 市長は、前条に基づく実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、 <u>適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。</u>
<u>2 補助金の交付決定を受けた者は、前項の通知に基づき、速やかに補助金を請求書により市長に請求するものとする。</u>	新設
<u>3 補助金の概算払いを受けた者は、第1項の通知に基づき、速やかに補助金の残額を請求書により市長に請求するものとする。</u>	新設
<u>4 市長は、第2項または前項の請求書に基づき、補助金または補助金の残額を補助金の交付決定を受けた者に交付するものとする。</u>	新設
<u>5 市長は、補助金の交付決定を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。</u>	新設

<p>附 則 (略) (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、平成 <u>31</u>年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則 (略) (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、平成 <u>28</u>年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p>
--	--

改正後				
別表第 1 (第 3 条、第 4 条及び第 5 条関係)				
区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率	備考
国指定文化財 保存整備事業	文化財保存事業費関係補助金交付要綱及び文化財保存事業費関係国庫補助実施要領の対象となる事業	左記の事業において、国が決定した経費（以下「国庫補助対象経費」という。）	国庫補助対象経費の 10 分の 2 以内	
県指定文化財 保存整備事業	三重県の文化財関係事業補助金交付要領の対象となる事業	左記の事業において、県が決定した経費（以下「県費補助対象経費」という。）	県費補助対象経費の 4 分の 1 以内。ただし、大四日市まつり又は郷土が誇る芸能大会に直近の過去 <u>6</u> 年間に併せて 3 回以上出演している場合は、県費補助対象経費の 8 分の 3 以内。	
市指定文化財 保存整備事業	指定文化財の 修理	別表第 2 に掲げる補助対象経費（以下「市費補助対象経費」という。）	市費補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、大四日市まつり又は郷土が誇る芸能大会に直近の過去 <u>6</u> 年間に併せて 3 回以上出演している場合は、市費補助対象経費の 4 分の 3 以内。	補助対象経費が 15 万円を下回る場合は補助しない。
	収蔵環境の整備			
	環境整備		市費補助対象経費の 3 分の 1 以内	
	行事継続環境整備			

改正前

別表第1（第3条、第4条及び第5条関係）

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率	備考
国指定文化財 保存整備事業	文化財保存事業費関係補助金交付要綱及び文化財保存事業費関係国庫補助実施要領の対象となる事業	左記の事業において、国が決定した経費（以下「国庫補助対象経費」という。）	国庫補助対象経費の10分の2以内	補助対象経費が <u>200万円を下回る場合は補助しない。</u>
県指定文化財 保存整備事業	文化財関係事業補助金交付要領の対象となる事業	左記の事業において、県が決定した経費（以下「県費補助対象経費」という。）	県費補助対象経費の4分の1以内。ただし、大四日市まつりに直近の過去5年間に3回以上出演している場合は、県費補助対象経費の8分の3以内。	補助対象経費が <u>15万円を下回る場合は補助しない。</u>
市指定文化財 保存整備事業	指定文化財の修理	別表第2に掲げる補助対象経費（以下「市費補助対象経費」という。）	市費補助対象経費の2分の1以内。ただし、大四日市まつりに直近の過去5年間に3回以上出演している場合は、市費補助対象経費の4分の3以内。	補助対象経費が15万円を下回る場合は補助しない。
	収蔵環境の整備			
	環境整備			
	行事継続環境整備		市費補助対象経費の3分の1以内	

改正後

別表第2（第3条及び第4条関係）

対象文化財	補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象経費
有形文化財・有形民俗文化財	指定文化財の修理	指定文化財の復元修理	報償費、旅費（費用弁償）、委託料、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費、備品購入費
	収蔵環境の整備	保存施設の新造・修理、消火・避雷設備設置、耐震対策工事、災害復旧	

無形民俗文化財	指定文化財に使用される用具の修理	指定文化財に使用される用具の復元修理、復元新調	報償費、旅費（費用弁償）、委託料、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費
	行事継続環境整備	今後の行事継続に必要で、かつ、大きく行事内容を変えない用具の新調	
記念物（史跡・名勝・天然記念物）	環境整備	保護増殖、樹勢回復、旧景観の復元、災害復旧	

改正前

別表第2（第3条及び第4条関係）

対象文化財	補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象経費
有形文化財・有形民俗文化財	指定文化財の修理	指定文化財の復元修理	報償費、旅費（費用弁償）、委託料、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費、備品購入費
	収蔵環境の整備	保存施設の新造・修理、消火・避雷設備設置、耐震対策工事	報償費、旅費（費用弁償）、委託料、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費、備品購入費
無形民俗文化財	指定文化財の修理	指定文化財の復元修理、復元新調	報償費、旅費（費用弁償）、委託料、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費
	行事継続環境整備	行事に使用される用具の新調	報償費、旅費（費用弁償）、委託料、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費
記念物（史跡・名勝・天然記念物）	環境整備	環境改善、災害復旧、旧景観の復元	報償費、旅費（費用弁償）、委託料、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所  
名 称 ㊟  
代表者 ㊟

年度四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付申請書

年度において、 保存整備事業について、補助金 円を交付されるよう、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 補助事業の目的、内容
  - (1)文化財の種別、名称及び員数
  - (2)指定書の記号番号
  - (3)指定年月日
  - (4)所在の場所
  - (5)所有者の氏名又は名称及び住所
  - (6)事業を必要とする理由
  - (7)事業内容の概要
  - (8)事業実施の方法の概要
  - (9)着工・完了の予定時期  
着工 年 月 日  
完了 年 月 日
  - (10)その他
3. 収支予算書
  - (1)収入の部
  - (2)支出の部
4. 添付書類
  - (1)設計書、見積書
  - (2)写真（工事前の状況を示すもの）

補助事業者名 住 所  
名 称  
代表者

年度四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度 保存整備事業  
に係る補助金については、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定  
に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知いたします。

年 月 日

四日市市長 ⑩

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金の交付の条件
  - (1)四日市市補助金等交付規則、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
  - (2)この補助金の使途については、後日市が監査を行うことがあります。
  - (3)この補助金申請に関する一切の書類は 5 年間保管してください。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所  
名 称 ⑩  
代表者 ⑩

年度四日市市指定文化財保存整備事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で交付決定通知のあった  
保存整備事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市  
指定文化財保存整備事業補助金交付要綱第8条の規定より承認されたく申請します。

記

- 1 補助金変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付書類
  - (1)変更収支予算書
  - (2)変更設計書、見積書
  - (3)補助金交付決定通知書の写し



第4号様式（第9条関係）

四日市市指令 第 号

補助事業者 住 所  
名 称  
代表者

年度四日市市指定文化財保存整備事業変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 保存整備事業  
の計画変更を承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長 ⑩

記

1. 変更決定額 金 円
2. 計画変更の内容
3. 条件

(1)四日市市補助金等交付規則、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

(2)この補助金の使途については、後日市が監査を行うことがあります。

(3)この補助金申請に関する一切の書類は5年間保存してください。

第 5 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

四日市市長

補助事業者	住 所	
	名 称	㊞
	代表者	㊞

年度四日市市指定文化財保存整備事業実績報告書

年 月 日付四日市市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度  
保存整備事業を完了したので、四日市市指定文化財保存整備事業補  
助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果
- 2 添付書類
  - (1)収支決算書
  - (2)成果を証する写真
  - (3)交付決定通知書（変更決定通知書）の写し

第5号様式の次に次の1様式を加える。

第 6 号様式 (第 11 条関係)

四日市市指令 第 号

年度四日市市指定文化財保存整備事業補助金の額の確定通知書

補助事業者 住所  
名称  
代表者

年 月 日付けで実績報告のあった 年度 保存整備  
事業については、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、  
補助金の額を確定します。

年 月 日

四日市市長 ④

記

確定額 金 円

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(教育委員会社会教育課)